

議案第 1 1 号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 6 年 2 月 1 8 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和 3 2 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表中

「

富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場 水泳プール
-------	---

」

を

「

富士見公園	野球場
-------	-----

	テニスコート
	テニスコート照明施設
	バレーボール場
	相撲場
	弓道場

」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

富士見公園の水泳プールを廃止するため、この条例を制定するものである。